

マネージドサービス利用規約
(広島データセンター)

2026年10月 1 日

株式会社 エネコム

目次

第1章 総則.....	1
(利用規約の適用)	1
(利用規約の変更)	1
(マネージドサービスの用語の定義)	1
第2章 マネージドサービスの種類.....	3
(マネージドサービスの種類)	3
第3章 契約.....	4
(契約の単位)	4
(マネージドサービスの対象範囲)	4
(マネージドサービス申込みの方法)	4
(マネージドサービス申込みの承諾)	4
(最低利用期間)	5
(法人契約上の地位継承)	5
(譲渡の禁止)	5
(契約者の名称等の変更)	6
(その他の契約内容の変更)	6
(契約者からのマネージドサービス契約の解約)	6
(当社が行うマネージドサービス契約の解除)	6
(ソフトウェアの提供)	7
(禁止される行為)	7
(その他の提供条件)	7
第4章 利用中止等.....	8
(利用中止)	8
(利用停止)	8
(利用の制限)	9
第5章 料金等.....	10
(料金及び工事等に関する費用)	10
(料金の支払い義務)	10
(工事費の支払い義務)	11
(料金の計算方法)	11
(割増金)	11
(遅延損害金)	11
(料金等の支払い方法)	12

(端数処理)	12
(料金等の臨時減免)	12
(消費税相当額の加算)	12
第6章 マネージドサービスの利用	13
(管理責任者)	13
(入館者情報の取扱い)	13
(契約者の義務)	13
(管理者用アカウント及びパスワード)	13
第7章 損害賠償	15
(責任の制限)	15
(免責)	15
第8章 雑則	16
(守秘義務)	16
(第三者への委託)	16
(個人情報の利用)	16
(知的財産権の帰属)	16
(言語)	17
(準拠法)	17
(専属管轄裁判所)	17
(協議事項)	17
第9章 反社会的勢力の排除	18
(契約者が反社会的勢力に該当しないことの確約)	18
(確約に反する場合の契約の解除等)	18
料金表	19
第1表 料金	20
第2表 工事に関する費用	27
附則	30

第1章 総則

(利用規約の適用)

第1条 当社はこのマネージドサービス利用規約(料金表を含みます。以下「利用規約」といいます。), 法令及び当社が定める諸規則に従って, マネージドサービスを提供します。

2 この利用規約は, 広島データセンターに限り適用します。

(利用規約の変更)

第2条 当社は, 都合により利用規約を変更することがあります。この場合の提供条件は, 変更後の利用規約によります。

2 利用規約の変更にあたっては, 当社の定める方法により行われ, 適切な方法によって契約者に通知されます。通知された日の翌日から7日間が経過した時, もしくは当社が別途定めた日にその効力が生じるものとします。

3 正当な理由なく当該変更内容の通知の到着を妨げたときは, その通知は通常到達すべきであった時に到達したものとします。

4 契約者が, 利用規約の変更の効力が生じた後に, 当該サービスを利用した場合には, 変更後の利用規約のすべての記載事項について同意したものとします。

(マネージドサービスの用語の定義)

第3条 この利用規約において, 次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	定義
マネージドサービス	ハウジングサービス契約により契約者が, 当社データセンター内に設置した情報通信機器等に対し, 当社が契約者に代わって運用・保守するサービス
マネージドサービス契約	マネージドサービスに基づく契約
契約者	当社とマネージドサービス契約を締結している者
ラック	契約者の情報通信機器等を当社のデータセンター内に設置するため, 当社が所有するデータセンター内のラック設備と付帯する電源設備
ラックスペース	契約者のラック及び情報通信機器を当社のデータセンター内に設置するため, 当社がデータセンター内に所有するスペースと付帯する電源設備。なお, 1ラックスペースは当社1ラック設備相当とする。
情報通信機器等	ラック内に契約者が設置した情報通信機器等

ハウジングサービス契約	マネージドサービスの対象となる情報通信機器等が設置されているラックのハウジングサービス契約
ハウジングサービス	ハウジングサービス契約に基づき提供するサービス
データセンター	サーバやネットワーク接続装置等が収容された収容架・空調・電源等を備えた場所であって、当社が保守・管理を行っている施設
平日	土・日・祝日, 5/1, 12/28～1/3 を除く日

第2章 マネージドサービスの種類

(マネージドサービスの種類)

第4条 マネージドサービスには次の種類があります。

種類	内容
基本サービス	・定期レポート(入退室レポート・電源レポート・死活監視レポート) ・簡易作業代行 ・監視代行(死活監視)
追加サービス	・疎通監視(死活監視, TCP ポート監視) ・アプリケーション監視(URL 監視,FTP 監視,Mail 監視(メール送信) ,Mail 監視(メール受信) ,DNS 監視) ・リソース監視(ネットワークトラフィック監視, リソース監視, Windows スワップ使用率) ・プロセス監視(プロセス(サービス) 監視) ・ログ監視(ログ監視(Linux)) ,Windows イベントログ監視) ・運用支援サービス(手順書を用いた運用支援および障害復旧)) ・ローカル監視設定(NAT ルータ利用料)
DNS サービス	・DNS サービス ・NTP サービス

2 追加サービスの契約には基本サービスの契約が必要となります。

3 前項に規定するサービスの詳細は別途定める仕様書などに定めるものとします。

第3章 契約

(契約の単位)

第5条 当社は、1のラック及び1のラックスペースごとに1のマネージドサービス契約を締結します。

(マネージドサービスの対象範囲)

第6条 マネージドサービスは当社がハウジングサービス契約に基づき提供したラックまたはラックスペース及びラック内に契約者が設置した情報通信機器等に対してサービス提供を行います。

(マネージドサービス申込みの方法)

第7条 マネージドサービス契約の申込みをしようとする者(以下、「契約申込者」といいます。)は、この利用規約に基づき、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書(以下、「契約申込書」といいます。)及び当社指定のDC サービス運用監視依頼書(以下、「運用監視依頼書」といいます)を当社に提出していただきます。

(1) 契約申込書記載内容

- ・マネージドサービスの内容等
- ・その他マネージドサービス申込みの内容を特定するための事項

(2) 運用監視依頼書記載内容

- ・ラックの内の機器搭載図面
- ・作業内容
- ・その他マネージドサービスを提供するにあたり必要な情報を記載した書類

(マネージドサービス申込みの承諾)

第8条 当社は、マネージドサービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、そのマネージドサービス契約の申込みを承諾しないことがあります。この場合において、承諾しなかったときは、当社は契約申込者に対し、その旨を通知します。なお、下記の各号のいずれかによるものは、当社は契約申込者に開示しないものとします。

- (1) 申込みに係るマネージドサービスの提供が運用上、又は技術上極めて困難であると当社が判断したとき。
- (2) 契約申込者がマネージドサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。

- (3) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様にてマネージドサービスを利用するおそれがあるとき
 - (4) 契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
 - (5) 契約申込者が当社又は第三者の信用を毀損するおそれがある態様でマネージドサービスを利用するおそれがあるとき。
 - (6) 契約申込者が、マネージドサービスを利用する他の利用者に対して支障を与える態様でマネージドサービスを利用するおそれがあるとき。
 - (7) 上記各号のほか、当社が、契約申込者の申込みに対して、継続的にマネージドサービスを提供することができないと判断するとき。
 - (8) マネージドサービスの対象となるハウジングサービス契約がないとき。ただし、マネージドサービスと同時に申込みをした場合を除きます。
 - (9) 契約申込者がマネージドサービスの対象となるハウジングサービス契約の契約者と同一のものでないとき。
 - (10) 追加サービスの申込みにあたっては、基本サービスの申込みがないとき。
 - (11) 第7条(マネージドサービス申込みの方法)に定める運用監視依頼書に不備があった場合。
 - (12) その他、当社が不適当と認めたとき。
- 3 当該サービスの申込に対する承認の通知を発信した時点をもって、当該サービスの契約が成立したものとします。

(最低利用期間)

- 第9条 基本サービスは、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。
- 2 前項の最低利用期間は、基本サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 契約者は、前項の最低利用期間内に基本サービス契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

(法人契約上の地位継承)

- 第10条 相続又は法人の合併、分割等により契約者の地位が承継された場合、当該地位を承継した契約者は、当社に対し速やかに当該変更の事実を証する書類を添えてその旨を届け出るものとします。

(譲渡の禁止)

- 第11条 契約者は、マネージドサービス契約に基づいてマネージドサービスを利用する権利を第三者に譲渡することはできません。

(契約者の名称等の変更)

第12条 契約者は、マネージドサービス申込みの際に当社へ届け出た事項に変更があった場合には、その変更の内容を原則として事前に、止むを得ない場合は変更後、当社に対し速やかに当該変更の事実を証する書類を添えてその旨を届け出るものとします。

(その他の契約内容の変更)

第13条 当社は、契約者から契約の変更請求があったときは、第7条(マネージドサービス申込みの方法)に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の契約の変更請求があったときは、当社は、第8条(マネージドサービス申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者からのマネージドサービス契約の解約)

第14条 契約者はマネージドサービス契約の全てもしくは一部を解約しようとするときは、解約しようとする日の1ヶ月前までに当社へ所定の書面にて通知いただきます。

(当社が行うマネージドサービス契約の解除)

第15条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合もしくはおそれがある場合には、解除予定日を定め、マネージドサービス契約の全てもしくは一部を解除することがあります。この場合、当社は契約者の受けた一切の損害について賠償の責めを負わないものとします。

- (1) 第20条(利用停止)の規定によりマネージドサービスの利用が停止された場合において、契約者が当該停止となった事由を解消しないとき。
- (2) 当社が、第20条(利用停止)の各号において、当該事由が当社の業務に著しい支障を及ぼすおそれがあると判断したとき。
- (3) その他マネージドサービス契約の継続を困難にする事由が生じたとき。

2 当社は、前項の定めにかかわらず、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対して何ら催告をすることなく、書面による通知をもって直ちにマネージドサービス契約の全てもしくは一部を解除することがあります。この場合、当社の契約者に対する損害賠償請求を何ら妨げず、また契約者の受けた一切の損害について賠償の責めを負わないものとします。

- (1) 銀行取引停止処分又は仮差押、差押、競売等の執行を受けたとき
- (2) 会社更生手続もしくは民事再生手続の開始又は破産等の申し立てを受け、また自ら申し立てたとき
- (3) 主務官庁から、自己が行う事業につき免許及び認可の取り消し又は停止処分を受けたとき
- (4) 天災、事変その他の非常事態が発生により、データセンター設備の全て又は一部が滅失もしくは破損して、データセンター設備等の使用が不可能となり、かつ、修復の見

込みがないとき

- (5) マネージドサービスの対象となるハウジングサービス契約が解除となったとき
- (6) 基本サービスが解除になったとき
- (7) 利用規約の各条項に重大な違反があったとき

(ソフトウェアの提供)

第16条 当社は、マネージドサービスの一部の提供に際し、当社がソフトウェアを提供する事があります。

- 2 契約者は契約者の責任のもとに、当社が定めたソフトウェアの利用承諾を遵守しこれを利用するものとします。

(禁止される行為)

第17条 マネージドサービスの利用において、次の各号の行為を禁止します。

- (1) 法令に違反する、あるいは違反のおそれのある行為
 - (2) 当社もしくは第三者の著作権その他の権利を害する行為
 - (3) 当社もしくは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為又はそのおそれのある行為
 - (4) 公序良俗に反する行為
 - (5) その他、当社が不適切と判断する行為
- 2 契約者が前項で定める禁止事項に該当する行為を行っていると当社が判断した場合、契約者の禁止行為に対して当社が負担した費用を契約者に請求することがあります。

(その他の提供条件)

第18条 マネージドサービス利用契約に関するその他の提供条件については、別に定める仕様書などによります。

第4章 利用中止等

(利用中止)

第19条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、マネージドサービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社のデータセンター設備の保守又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生により、データセンター設備の全て又は一部が滅失もしくは破損してマネージドサービスの提供が困難になったとき
- (3) ハウジングサービスが利用中止になったとき

- 2 当社は、前項の規定によりマネージドサービスの利用を中止しようとするときは、あらかじめ当社が定める方法によりその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 当社は前2項に基づくマネージドサービスの利用の中止に伴って、契約者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。

(利用停止)

第20条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合もしくはおそれがある場合には、マネージドサービス契約に基づくマネージドサービスの利用を何ら事前に通知及び勧告することなく停止することがあります。

- (1) 契約者がマネージドサービス契約に基づくサービスの料金、割増金又は遅延損害金等を支払い期限が経過してもなお支払わないとき
- (2) 契約者が違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様にてマネージドサービスを利用したとき
- (3) 契約者が当社又は第三者の信用を毀損するおそれがある態様でマネージドサービスを利用したとき
- (4) 契約者が、マネージドサービスを利用する他の利用者に対して支障を与える態様でマネージドサービスを利用したとき
- (5) 契約者が契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき
- (6) ハウジングサービスが利用停止になったとき
- (7) 契約者が利用規約の各条項に違反したとき
- (8) その他、当社が契約者として不適当と判断したとき

- 2 当社は、前項の規定によりマネージドサービスの利用停止をしようとするときは、あらかじめ当社が定める方法によりその旨を契約者に通知します。なお、これにより契約者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。

(利用の制限)

第21条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生又は発生のおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な事項を内容とする通信、その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、マネージドサービスを制限する措置をとることがあります。なお、これにより契約者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。

第5章 料金等

(料金及び工事等に関する費用)

第22条 当社が提供するマネージドサービスの料金は、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

- 2 当社が提供するマネージドサービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表(工事に関する費用)に定めるところによります。
- 3 エネルギーや金属等の価格又は雇用条件の変化等あるいは経済情勢の変動により、サービス料金が不相当となったときは、料金、工事費等を変更することができるものとします。この場合、第2条(利用規約の変更)に定めるところによります。

(料金の支払い義務)

第23条 契約者は、マネージドサービス契約に基づいて、当社がマネージドサービスを提供した日から起算し、マネージドサービス契約の解除があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表(料金)に定める料金を支払っていただきます。

- 2 利用停止等により、マネージドサービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。
 - (1) 第20条(利用停止)の規定によりマネージドサービスの提供が停止された場合は、契約者はその停止期間中の料金の支払いを要します。
 - (2) 前号の規定によるほか、契約者は次の場合を除き、マネージドサービスを利用できなかった期間の料金の支払いを要します。

区分	支払を要しない料金
当社の責に帰すべき事由により、マネージドサービスを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき	そのことを、当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのサービスについての月額料金

- 3 当社は、支払いを要しない利用料金が既に支払われているときは、その月額料金を契約者に返還します。
- 4 前3項の規定に係わらず、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(工事費の支払い義務)

第24条 契約者は、マネージドサービス申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1(工事費)に規定する工事費を支払っていただきます。ただし、工事の着手の前にそのマネージドサービス契約の解除又はその工事の取消し(以下、この条において「解除等」という。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社はその工事費を契約者に返還します。

- 2 工事の完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事費用に消費税相当額を加算した額を支払っていただきます。

(料金の計算方法)

第25条 当社は、契約者がマネージドサービス契約に基づき支払う料金を暦月に従って計算します。

- 2 当社は、次の場合が生じたときは、料金表に定める料金等のうち、月額で定める料金をその利用日数に応じて日割りします。ただし、当社が別に定めるものについては、次の(1)、(2)、(3)及び(4)の場合であっても、日割りしません。
 - (1) 暦月の初日以外の日によりマネージドサービスの提供の開始があったとき
 - (2) 暦月の初日以外の日によりマネージドサービスの提供の解除があったとき
 - (3) 暦月の初日によりマネージドサービスの提供を開始し、その日に提供の解除があったとき
 - (4) 第23条(料金の支払い義務)第2項第2号の表の規定に該当するとき
- 3 2の規定による月額料金の日割は暦日数により行います。

(割増金)

第26条 契約者は、料金及び工事費の支払いを不当に免れた場合は、その免れた額のほか、免れた(消費税相当額を加算しない額とします。)額の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(遅延損害金)

第27条 契約者は、料金その他の債務(遅延損害金を除きます。)について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年10%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(料金等の支払い方法)

第28条 契約者は、料金及び工事費を当社の請求書記載の支払期日までに、当社指定の金融機関宛に支払っていただきます。なお、銀行振込手数料その他支払いに要する費用は、契約者にて負担していただきます。

(端数処理)

第29条 当社は、料金その他の金額計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の臨時減免)

第30条 当社は、災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、利用規約にかかわらず、臨時にその料金及び工事費等を減免することがあります。

(消費税相当額の加算)

第31条 第23条(料金の支払い義務)及び第24条(工事費の支払義務)の規定により料金表に定める料金及び工事費の支払いを要するものとされている額は、料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

第6章 マネージドサービスの利用

(管理責任者)

第32条 契約者は、マネージドサービスの利用にあたり、管理責任者を定めます。管理責任者はハウジングサービスの管理責任者と同じとします。

- 2 契約者から通知が無く、当社から連絡が取れないことにより発生した損害に対して、当社は一切の責任を負いません。
- 3 管理責任者は、当社との連絡、協議の任にあたるものとともに、利用規約に基づくマネージドサービスの利用の適正化を図るものとします。

(入館者情報の取扱い)

第33条 当社は、ハウジングサービスで取得した入館者情報を当社が別に定める方法により、契約者に開示します。

- 2 契約者は、前項の規定に基づき開示された入館者情報をデータセンターの入退出管理及びそれに附随する事務の目的においてのみ利用するものとします。

(契約者の義務)

第34条 契約者は、マネージドサービスの利用に伴い、第三者に対して損害を与えた場合及び第三者からクレームを受けた場合、自己の責任と費用をもってこれを処理解決するものとします。

- 2 契約者が、マネージドサービスの利用に伴い、第三者から損害を受けた場合及び第三者に対しクレームを通知する場合においても、前項と同様とします。
- 3 契約者は、その故意又は過失により当社に損害を被らせたときは、当社に対し、当該損害を賠償する義務を負います。

(管理者用アカウント及びパスワード)

第35条 当社は、契約者毎に、各種情報の提供等を行うためのサーバにアクセスするための管理者用アカウント及びパスワードを定め提供します。

- 2 契約者は、当社が提供した管理者用アカウント及びパスワードの管理の責任を負うものとします。これらの情報を紛失した場合は、速やかに当社に届け出るものとします。
- 3 契約者は、当社が提供した管理者用アカウント及びパスワードによりマネージドサービスに関連する専用ホームページが利用されたときには、契約者自身の利用とみなされることに同意します。ただし、当社の故意又は重大な過失により、当社が提供した管理者用アカウント及びパスワードが第三者に利用された場合にはこの限りではありません。
- 4 当社は管理者用アカウント及びパスワードの電話による問合せに関しては、問合せ者が契約

者本人の場合であっても、電話による回答はしないものとします。契約者は、緊急の場合も含め、即時の回答ができないことを承諾するものとします。再発行等に関する手続き方法については当社が別に定めるものとします。

- 5 管理者用アカウントで発行した利用者用アカウントについては契約者にて管理するものとし、当社は一切の責任を負いません。ただし、当社の故意又は重大な過失により、当社が提供した利用者用アカウント及びパスワードが第三者に利用された場合にはこの限りではありません。

第7章 損害賠償

(責任の制限)

第36条 当社は、マネージドサービスを提供すべき場合において、当社の故意または重大な過失によりその提供をしなかったときは、契約者が当社に当該マネージドサービスの対価として支払うべき当月分の料金を限度額として損害賠償に応じるものとします。

(免責)

第37条 当社は、マネージドサービスの提供をしなかったことにより契約者が被った損害については、前条(責任の制限)で定める損害賠償の範囲の他は、原因如何を問わず一切の責任を負わないものとします。

- 2 マネージドサービスの利用により、契約者が他の契約者又は第三者に損害を与えた場合、当社は一切責任を負わないものとします。

第8章 雑則

(守秘義務)

第38条 契約者及び当社は、マネージドサービス契約に関し知り得た相手方の技術上、営業上又はその他の業務上の機密事項を相手方の文書による承諾なしに、第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではないものとします。

- (1) 知り得た時点で既に公知又は公用となっている場合
- (2) 知り得た後、自己の責によらず公知又は公用となっている場合
- (3) 知り得た時点で既に取得済みの場合
- (4) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を課せられることなく正当に取得した場合
- (5) 開示又は提供につき、相手方の同意を得た場合
- (6) 法令又は権限のある公的機関の要請により開示又は提供が求められた場合
- (7) 契約者に対して、マネージドサービス契約に基づく義務の履行を請求する場合
- (8) マネージドサービス契約に起因して紛争又は損害賠償請求が発生した場合
- (9) その他、マネージドサービスの運営上必要があると当社が判断した場合

(第三者への委託)

第39条 契約者は、当社がマネージドサービスを提供するにあたり必要となる業務の全部又は一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

(個人情報の利用)

第40条 当社は、契約者等に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居住又は請求書の送付先等の情報を、当社のサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の利用規約等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注)業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(知的財産権の帰属)

第41条 マネージドサービス契約に基づき契約者に提供される各種情報については、その著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)及び著作権法人格権(著作権法第18条から第20条の権利をいう。)並びにそれに含まれるノウハウ等の一切の知的財産権は、当社

又は当社の指定する者に帰属するものとします。

2 契約者は、前項に付随し、次の各号に定める行為又はそれに類する行為をしてはならないものとします。

- (1) 複製・改変等を行うこと
- (2) 営利目的の有無を問わず、当社の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示すること
- (3) 当社又は当社が指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更すること

(言語)

第42条 利用規約及び当社が別に定める仕様書などは、日本語により作成し、他の言語によるいかなる翻訳および解釈も契約者及び当社を拘束しないものとします。

(準拠法)

第43条 この利用規約は、日本国の諸法令及び諸規則に準拠し、日本国の諸法令及び諸規則に基づいて解釈されるものとします。

(専属管轄裁判所)

第44条 契約者と当社との間でマネージドサービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、その債権額に応じて広島地方裁判所又は広島簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

(協議事項)

第45条 この利用規約に定めのない事項又はマネージドサービス契約の履行に疑義が生じた事項については、契約者と当社は誠意をもって円満にその解決にあたるものとします。

第9章 反社会的勢力の排除

(契約者が反社会的勢力に該当しないことの確約)

第46条 契約者は、当社に対し、次の各号に定める事項を確約するものとします。

- (1) 契約者は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」とします。)に該当しないこと。
- (2) 契約者の役員(実質的に経営権を有する者、取締役、執行役またはこれらに準じる者)または株主(出資者または経営に影響を与えるその他の者)は、反社会的勢力に属さないこと。
- (3) 契約者は、反社会的勢力に自己の名義を利用して、当社と契約を締結するものではないこと。
- (4) 契約者は、当社が前項の該当性を判断するために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要とする資料を提出するものとする。
- (5) 契約者は、自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ・ 当社に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為。
 - ・ 風説を流布し、偽計または威力を用いて当社の業務を妨害する行為、または信用を毀損する行為。
 - ・ 法的な責任を超えた不当な要求行為。

(確約に反する場合の契約の解除等)

第47条 当社は、契約者が第46条(契約者が反社会的勢力に該当しないことの確約)に反することが判明した場合、なんら催告をすることなく、契約を解除することができるものとします。

- 2 当社が前項の規定により契約を解除した場合、当社はこれによる契約者の損害を賠償する責を負わないこととします。

料金表

第1表 料金

1 適用

区分	内 容	
(1)基本サービスに係る料金の適用	a. 当社、次表のとおり基本サービスの内容を定めます。	
	区分	内容
	(a) 定期レポート	入退室履歴, ラック電源, 死活監視の状況をレポートにより提供するもの
	(b) 監視代行	情報通信機器等に対してPINGによる機器稼動監視を実施し, 異常を検出した際には電子メールにて通知するもの。ただし監視対象となるIPアドレスの数はIPv4のグローバルアドレス5アドレスまでとなります。
	(c) 簡易作業代行	お客様の要請に基づき, 運用監視依頼書記載内容に従い情報通信機器等のランプ点灯状況を確認, 情報通信機器等の電源の「入り・切り」, ケーブルの挿抜きを操作する作業(10分程度)等を実施するもの
	b. 当社は基本サービスを提供するにあたり, 1のラックにつき1の基本サービス利用料を適用します。	
(2)最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	a. 基本サービスには最低利用期間があります。	
	b. 契約者は, 最低利用期間内に基本サービスの解除があった場合は, 利用規約第 23 条(料金の支払い義務)の規定にかかわらず, 残余の期間に対応する基本サービスに係る料金を一括して支払っていただきます。	
(3)追加サービス(疎通監視)に係る料金の適用	当社は基本サービスの追加サービスとして料金額を適用するにあたって, 次表のとおり追加サービス(疎通監視)の監視種別を定めます。	
	監視種別	内容
	(a) 死活(PING)監視	情報通信機器等に対して指定された IP アドレスに対して定期的に ping(icmp)による死活監視を実施し, 異常を検出した際には(10)の通知種別にて通知するサービス
	(b) TCP ポート監視	情報通信機器等に対して指定された IP アドレスに対して定期的に指定の TCP Port へ死活監視を実施し, 異常を検出した際

		には(10)の通知種別にて通知するサービス
(4)追加サービス (アプリケーション監視) に係る料金の適用	当社は基本サービスの追加サービスとして料金額を適用するにあたって、次表のとおり追加サービス(アプリケーション監視)の監視種別を定めます。	
	監視種別	内容
	(a) URL 監視	指定の URL に対し定期的にアクセスし、ウェブページの応答について監視を実施し、タイムアウト時間内に表示できない状態の場合、(10)の通知種別にて通知するサービス
	(b) FTP 監視	ファイルサーバーの指定したファイルについて、ファイルの存在の有無について監視を実施し、異常を検出した際には(10)の通知種別にて通知するサービス
	(c) Mail 監視(メール送信)	指定の SMTP サーバに対してメールを送信し、メールの送信ができることについて監視を実施し、異常を検出した際には(10)の通知種別にて通知するサービス
	(d) Mail 監視(メール受信)	指定の POP(IMAP)サーバに対してメールの受信を行うことで、メールの受信ができることについて監視を実施し、異常を検出した際には(10)の通知種別にて通知するサービス
	(e) DNS 監視	指定した DNS サーバに対して定期的に指定のホスト名に対するクエリを実行し、名前解決が正常に行われることについて監視を実施し、異常を検出した際には(10)の通知種別にて通知するサービス
(5)追加サービス (リソース監視)に係る 料金の適用	当社は基本サービスの追加サービスとして料金額を適用するにあたって、次表のとおり追加サービス(リソース監視)の監視種別を定めます。	
	監視種別	内容
	(a) ネットワークトラフィック 監視	トラフィック量を監視し、指定の閾値を越えた場合、お客さまへ(10)の通知種別にて通知するサービス
	(b) リソース監視(CPU)	情報通信機器等に対してサーバの CPU

		使用率を監視し、指定した閾値の超過について監視(複数のCPUを搭載している機器についてはCPUの平均率を監視)を実施し、異常を検出した際には(10)の通知種別にて通知するサービス
	(c) リソース監視(メモリ)	情報通信機器等に対してお客さまより指定されたサーバの物理メモリおよび仮想メモリの使用率を監視し、指定した閾値の超過について監視を実施し、異常を検出した際には(10)の通知種別にて通知するサービス
	(d) リソース監視(ディスク)	情報通信機器等に対してディスク使用率を監視し、指定した閾値の超過について監視を実施し、異常を検出した際には(10)の通知種別にて通知するサービス
	(e) Windows スワップ使用率	Windows サーバのスワップ使用率を監視し、指定した閾値の超過について監視を実施し、異常を検出した際には(10)の通知種別にて通知するサービス
(6)追加サービス (プロセス監視)に係る料金の適用	当社は基本サービスの追加サービスとして料金額を適用するにあたって、次表のとおり追加サービス(プロセス監視)の監視種別を定めます。	
	監視種別	内容
	(a) プロセス監視	情報通信機器等のプロセス動作状態の監視を実施し、異常を検出した際には(10)の通知種別にて通知するサービス
(7)追加サービス (ログ監視)に係る料金の適用	当社は基本サービスの追加サービスとして料金額を適用するにあたって、次表のとおり追加サービス(ログ監視)の監視種別を定めます。	
	監視種別	内容
	(a) ログ監視(Linux)	ラック内に設置されている情報通信機器等のシステムログから契約者が指定するキーワードを検出した場合、(10)の通知種別にて通知するサービス
	(b) Windows イベントログ監視	指定のイベントログの内容を確認し、指定のイベントの有無について監視を実施し、異常を検出した際には(10)の通知種別にて通知するサービス

(8)追加サービス (ローカル監視設定) に係る料金の適用	当社は基本サービスの追加サービスとして料金額を適用するにあたって、次表のとおり追加サービス(NAT ルータ利用料)の種別を定めます。	
	種別	内容
	(a) NAT ルータ利用料	ローカル監視を行うため、お客さまのネットワークに準じた IP アドレスに変換を行うサービス
(9)追加サービス (運用支援)に係る料金の適用	当社は基本サービスの追加サービスとして料金額を適用するにあたって、次表のとおり追加サービス(運用支援)の作業区分を定めます。	
	作業区分	内容
	(a) (定期)ランプ確認A	，運用監視依頼書記載内容に従い，平日午前9時から午後5時までの間に毎日1回，情報通信機器等のランプ点灯状況を確認し，報告する作業。異常を検出した際には(10)の通知種別にて通知する。
	(b) (定期)ランプ確認B	運用監視依頼書記載内容に従い毎日1回，情報通信機器等のランプ点灯状況を確認し，報告する作業。異常を検出した際には(10)の通知種別にて通知する。
	(c) (定期)ランプ確認C	，運用監視依頼書記載内容に従い，平日午前9時から午後5時までの間に毎週1回，情報通信機器等のランプ点灯状況を確認し，報告する作業。異常を検出した際には(10)の通知種別にて通知する。
	(d) (定期)ランプ確認D	運用監視依頼書記載内容に従い毎週1回，情報通信機器等のランプ点灯状況を確認し，報告する作業。異常を検出した際には(10)の通知種別にて通知する。
	(e) (定期)ランプ確認E	運用監視依頼書記載内容に従い，平日午前9時から午後5時までの間に毎月1回，情報通信機器等のランプ点灯状況を確認し，報告する作業
	(f) (定期)ランプ確認F	運用監視依頼書記載内容に従い毎月1回，情報通信機器等のランプ点灯状況を確認し，報告する作業
	(g) (定期)メディア交換と保管A	運用監視依頼書記載内容に従い，平日午前9時から午後5時までの間に毎日1回，

		情報通信機器等に対し記録媒体を交換する作業
	(h) (定期)メディア交換と保管B	運用監視依頼書記載内容に従い毎日1回、情報通信機器等に対し記録媒体を交換する作業
	(i) (定期)メディア交換と保管C	運用監視依頼書記載内容に従い、平日午前9時から午後5時までの間に毎週1回、情報通信機器等に対し記録媒体を交換する作業
	(j) (定期)メディア交換と保管D	運用監視依頼書記載内容に従い毎週1回、情報通信機器等に対し記録媒体を交換する作業
	(k) (定期)メディア交換と保管E	運用監視依頼書記載内容に従い、平日午前9時から午後5時までの間に毎月1回、情報通信機器等に対し記録媒体を交換する作業
	(l) (定期)メディア交換と保管F	運用監視依頼書記載内容に従い毎月1回、情報通信機器等に対し記録媒体を交換する作業
	(m) (定期)運用レポート	追加サービスでご利用頂いた監視および運用サービスの状況について、レポートにより提供するもの
	(n) 機器(サーバ)再起動	お客さまに提出いただいた運用監視依頼書により、コンソール画面によりお客さま機器の再起動を実施
	(o) サーバプロセス再起動	お客さまに提出いただいた手順書により、コンソール画面から、サーバプロセスの再起動を実施
	(p) ケーブル結線変更	お客さまに提出いただいた手順書により、ケーブルの結線変更作業を実施
	(q) ランプ確認	障害時に、運用監視依頼書記載内容に従い情報通信機器等のランプ点灯状況を確認する作業
	(r) 電源スイッチ OFF/ON	運用監視依頼書記載内容に従い情報通信機器等の電源の「切り・入り」を操作する

		作業
	(s) 手順書を用いた運用支援および障害復旧	お客さま依頼による指定手順に従い、個別作業をお客さまに代わり作業を実施
	(t) 機器発送代行・受取	・お客さま荷物を宅配業者より受け取り、(平日 09:00～17:00)、一時的に当社で保管 ・機器発送代行(平日 09:00～17:00)でお客さまの発送機器を宅配業者へ引き渡し
(10)追加サービスの通知種別に係る料金の適用	当社は料金額を適用するにあたって、次表のとおり追加サービス(監視作業代行)の通知種別を定めます。	
	通知種別	内容
	電子メール	異常を検出した際、電子メールによる通知するもの
	電子メール及び電話	異常を検出した際、電子メール及び電話による通知するもの 電話の場合、(12)電話連絡に係る料金の適用により定めます。
(11)DNS サービスの設定区分に係る料金の適用	当社は両金額を適用するにあたって、次表のとおり DNS サービスの設定区分を定めます。	
	設定区分	内容
	(a) プライマリー設定	お客さまの所有するドメイン名・サブドメイン名に関するゾーン情報を提供するサービス
	(b) セカンダリー設定	プライマリ DNS からゾーン情報を取得・運用するセカンダリ DNS を提供するサービス
(12)電話連絡に係る料金の適用	電話連絡	追加サービスにおいて、お客さま機器の障害を検知した場合、あらかじめ合意した連絡先にその旨を通知 (連絡対応時間 24 時間 365 日、連絡先の対象数 5 名、連絡方法 お客さまご指定の優先度順に連絡)
	上記以外の追加サービスに関する提供条件については契約者と当社が別途協議の上定めるものとします。	
その他の詳細な提供条件	その他のサービス詳細な提供条件については別途仕様書などに定めるものとします。	

2 料金額

当社が別途契約者に示す額

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

工事費の適用については、第 24 条(工事費の支払い義務)の規定によるほか、次の通りとします。

区 分	内 容	
(1)基本サービスに係る工事費の適用	当社は基本サービスを提供するにあたり、次表のとおり工事区分を定めます。	
	工事区分	適用
	基本サービス工事費	基本サービスの対象となる1ラックごとに適用します。
(2)追加サービスに係る工事費の適用	当社は追加サービスを提供するにあたり次表のとおり追加サービスに係る工事費の工事区分を定めます。	
	(1) 疎通監視	
	区分	適用
	PING監視に係る工事費	PINGによる監視対象となるIPアドレスごとに適用します。
	TCP ポート監視に係る工事費	監視対象となるIPアドレスにて指定されたポート番号ごとに適用します。
	(2) アプリケーション監視	
	区分	適用
	アプリケーション監視に係る工事費 (URL,FTP,Mail, DNS)	監視対象となるIPアドレスにて指定されたサービスごとに適用します。
	(3) リソース監視	
	区分	適用
	リソース監視に係る工事費	監視対象となるリソースにて指定されたポイントごとに適用します。
	(4) プロセス監視	
	区分	適用
	プロセス監視に係る工事費	監視対象となるIPアドレスにて指定されたプロセスごとに適用します。
	(5) ログ監視	

区分	適用
ログ監視に係る工事費	監視対象となるIPアドレスから送信されるログに含まれる指定されたキーワードごとに適用します。
Windows イベントログ監視	監視対象となるイベントログに含まれる指定されたキーワードごとに適用します。
(6) ローカル監視設定	
区分	適用
NAT ルータに係る工事費	ローカル監視における VLAN1 回線ごとに適用します。
(7) 運用支援	
作業区分	適用
機器(サーバ)再起動	別に契約者に示すもの
サーバプロセス再起動	別に契約者に示すもの
ケーブル結線変更	別に契約者に示すもの
ランプ確認	別に契約者に示すもの
電源スイッチ OFF/ON	別に契約者に示すもの
手順書を用いた運用支援および障害復旧	別に契約者に示すもの
機器発送代行・受取	機器の発送代行, 受取における1回ごと(5個まで)に適用します。
(8) DNS サービス	
作業区分	適用
プライマリ設定に係る工事費	DNS サービスにおける 1 ドメインごとに適用します。
セカンダリ設定に係る工事費	DNS サービスにおける 1 ドメインごとに適用します。

2 料金額

当社が別途契約者に示す額

附則

附則

(実施期日)

- 1 この規約は, 2016 年 12 月 1 日から施行します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規約は, 2017 年 5 月 1 日から施行します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規約は, 2020 年 4 月 1 日から施行します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規約は, 2023年7月 1 日から施行します。

附則

- 1 この規約は 2026 年 10 月 1 日より実施します。

(名称の変更)

- 2 当社は、2026 年 10 月 1 日をもって「EneWings 広島データセンター」の名称を「広島データセンター」に変更します。

- 3 前項2における変更は、本サービスの提供条件その他契約内容に影響を及ぼすものではなく、変更前に締結された契約における従前のサービス名称の記載を、変更後の名称に読み替えるものとします。